

京都府自動車取締令施行細則

(大正八年二月十四日)
京都府令第五號

- 第一條 自動車ハ土地ノ状況ニ因リ特ニ許可ヲ受ケタル場合ノ外市内ニ在リテハ幅員三間、郡部ニ在リテハ二間未満ノ道路ニ於テ之ヲ使用スルコトヲ得ス但シ警察官吏ノ承認ヲ得タル箇所ハ此ノ限ニ在ラス
前項ノ規定ハ長サ八尺幅員四尺以下ノ「オートライヤー」又ハ「サイドカー」附自動自轉車ノ類ニハ之ヲ適用セス
- 第二條 市街地又ハ人家櫓ノ箇所ニ於ケル自動車ノ最高速度ハ一時間十四哩トス
警察署長ニ於テ自動車ノ徐行ヲ必要ト認ムルトキハ地域ヲ限リ其ノ最高速度ヲ指定スルコトアルヘシ
- 第三條 試運轉又ハ運搬等ノ爲一時自動車ヲ使用セムトスル者ハ所轄警察署長ノ認可ヲ得標札ノ交付ヲ受ケヘシ
- 第四條 公衆ノ自由ニ交通シ得ル箇所ニ於テ運轉ノ練習ヲ爲サムトスル者ハ所轄警察署長ノ認可ヲ得運轉手補佐ノ下ニ之ヲ行フヘシ
- 第五條 定員以上ノ人員ヲ乗車セシメ又ハ定量以上ノ貨物ヲ積載スルコトヲ得ス但シ拾貳歳未満ハ貳人ヲ以テ壹人ト見做シ五歳未満ハ定員外トス
- 第五條ノ二 貨物自動車ノ積荷ハ高サ地上ヨリ八尺五寸以下トシ且車輛外部ニ突出スルコトヲ得ス但シ所轄警察署長ノ認可ヲ得タルトキハ此ノ限リニ在ラス
- 第六條 運轉手ニ非サル者ヲシテ自動車ヲ運轉セシムルコトヲ得ス
- 第七條 本則ニ定ムルモノ、外必要ト認ムルトキハ特別ノ事項ヲ命スルコトアルヘシ
- 第八條 自動車取締令又ハ本則ニ依リ提出スヘキ書類ハ所轄警察署長ヲ經由スヘシ
- 第九條 自動車ノ検査ヲ受ケムトスル者ハ附錄様式(其ノ一)ニ依リ之ヲ申請シ検査證ノ交付ヲ受クヘシ
- 第十條 自動車ノ構造及裝置ハ自動車取締第四條ニ依ルノ外左ノ制限ニ從フヘシ
- 一、車體ハ長サ十五尺幅員六尺以下タルコト
 - 二、音響器ハ二個以上ヲ備フルコト
 - 三、後面ノ燈火ハ電燈又ハアセチリン燈トシ其ノ面ヲ赤色トスルコト
 - 四、空氣入ノ轍ヲ用キル車輛ニ在リテハ豫備轍一箇以上ヲ備フルコト
 - 五、雨雪泥濘ノ際ハ泥土又ハ污水ノ飛散ヲ防止スヘキ裝置ヲ爲スコト但シ「オートライヤー」又ハ「サイドカー」附自動自轉車ノ類ニシテ特ニ許可ヲ得タルモノハ此ノ限リニアラス
 - 六、貨物自動車ニ在リテハ附錄様式(其ノ二)ニ依リ車體ノ兩側暗易キ箇所ニ車輛ノ

自重及積載量ヲ記載スヘシ但シ車體ノ構造ニ依リ特ニ許可ヲ受ケタルトキハ之ニ異ナル記載ヲ爲スコトヲ得

第十條ノ二 自動車取締令第四條並ニ前條ノ構造裝置ニ適合セサルニ至リタル自動車ハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

第十一條 前條第一號ノ制限ヲ超ユル車輛ヲ使用セムトスル者ハ許可ヲ受クヘシ「オートライヤー」又ハ「サイドカー」附自動自轉車ノ類ハ變速機及速度計ヲ省略シ若ハ制動機及前面ノ燈火一箇ヲ減スルコトヲ得

第十二條 貨車ニシテ護謨製以外ノ轍ヲ用キムトスル者ハ其ノ構造方法ヲ具シ許可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十三條 車輛番號ノ指示ヲ受ケタルトキハ左ノ制限ニ從フヘシ

一 番號ハ金屬製ノ札ヲ以テ之ヲ標示シ封印ヲ受クルコト
二 番號ノ文字ハ前面ニ在リテハ太サ六分、幅二寸四分、高サ三寸、間隔三分、後面ニ在リテハ太サ八分、幅三寸二分、高サ四寸、間隔五分ノゴジツク體亞刺比亞數字ニテ「京」ノ字ヲ冠シ營業用ニ在リテハ黒地ニ白色自家用ニ在リテハ白地ニ黒色ニテ記スルコト

第十四條 自動車取締令第六條第一項又ハ第二項末段ノ記定ニ依リ車輛番號ノ指示ヲ

受ケムトスル者ハ前使用地地方長官ノ交付シタル車輛検査證ノ寫ヲ添附シ之ヲ申請スヘシ但シ必要ト認ムルトキハ更ニ検査ヲ爲スコトアルヘシ

第十五條 定期検査ハ必要ト認ムル時期ニ於テ毎年之ヲ行フモノトス

第十六條 車庫ノ設置ハ所轄警察署長ノ認可ヲ受クヘシ之ヲ變更セムトスルトキ亦同シ

第十七條 車庫ハ左ノ設備ヲ爲シ所轄警察署長ノ検査ヲ受クルニ非サレハ之ヲ使用スルコトヲ得ス

一、車輛置場ハ漆喰叩トシ其ノ上ヲ「セメント」塗又ハ石、煉瓦若クハ釉薬ヲ施シタル敷瓦敷クコト
二、粉末消火器ヲ備ヘ置クコト

第十八條 自動車營業ハ左ノ三種トス
一、乗合自動車營業
二、貨物自動車營業
三、貨物自動車營業

第十九條 營業ノ許可申請ニハ左ノ事項ヲ記載スヘシ
一、營業者ノ本籍、住所、氏名生年月日

- 二、營業所所在地
 三、營業ノ種類及地域
 四、車輛ノ種類、重量、長サ及幅員
 五、原動機ノ種類及馬力數
 六、乗合定員又ハ積載量
 七、賃錢
 八、定款
- 前項第三號乃至第七號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ許可ヲ受クヘシ
 第二十條 乗合業ハ貨物(地域ニ據ルモノヲ除ク)自動車營業ニ在リテハ前條ノ外左ノ事項ヲ記載スヘシ
- 一、營業路線及幅員(圖面添附)
 - 二、發着時間及回數
 - 三、停留所ノ位置
 - 四、車輛數前項ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ許可ヲ受クヘシ
- 第廿一條 前條ニ依ル營業者ニシテ休業セムトスルトキハ所轄警察署長ノ認可ヲ受ク
 ヘシ天災事變其ノ他已ムヲ得サル事由ノ爲運轉ヲ休止セムトスルトキ亦同シ
- 第廿二條 营業者其ノ營業所所在地ニ居住セサルトキハ營業代理人ヲ定メ認可ヲ受ク
 ヘシ
- 第廿三條 营業者ハ名義ノ如何ニ拘ハラス許可以上ノ賃錢ヲ請求スルコトヲ得ス
- 第廿三條ノ二 营業者ハ其ノ營業用車輛ノ内部賭易キ箇所ニ賃錢標示スヘシ
- 第廿四條 营業用ニ於テ助手ヲ雇人タルトキハ十日以内ニ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ所轄警察署長ニ届出ツヘシ之ヲ解雇シタルトキ亦同シ
- 第廿五條 左ノ各號ノ一一該當スルトキハ五日以内ニ之ヲ届出ツヘシ
- 一、第十九條第一項第一號第二號又ハ第八號ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキ
 - 二、營業者死亡シ又ハ所在不明トナリタルトキ但シ本號ノ場合ハ相續人又ハ財產管理人ヨリ之ヲ届ツヘシ
- 三、營業ヲ開始シタルトキ
- 第廿六條 第二十條ニ依ル營業者ハ毎期決算後一ヶ月以内ニ其ノ營業成績ヲ報告スヘシ
- 第廿七條 营業者ハ警察官吏ノ臨檢ヲ拒ムコトヲ得ス
- 第廿八條 自家用ノ爲自動車ヲ使用セムトスル者ハ左ノ事項ヲ具シテ之ヲ届出ツヘシ
 一、使用者ノ本籍、住所、氏名、生年月日

二、用途

一七四

三、第十九條第四號乃至第六號

前項ノ事項ニ異動ヲ生シタルトキハ同シ

第廿九條

運轉手ノ免許申請書ニハノ事項ヲ記載スヘシ

一、本籍、住所、氏名、生年月日

二、免許證及車輛ノ種類

三、履歴

第三十條 運轉手ノ試験ハ毎月筆記ノ方法ニ依リ之ヲ行フ但シ特別ノ事情アルトキハ此ノ限ニ在ラス

實地ノ技能ニ關スル試験ハ十哩以上ノ運轉ヲ行フモノトス

第卅一條 運轉手ハ道路取締規則ニ依ルノ外左ノ事項ヲ遵守スヘシ

- 一、道路ノ交叉點、街角、坂路又ハ雜沓若ハ第一條但書ノ箇所ハ音響器ヲ使用シ徐行スルコト
- 二、泥土、塵埃ノ著ク飛散スル虞アル箇所ハ特ニ徐行スルコト
- 三、停留セル電車ト離合スルトキハ回避徐行スルコト
- 四、自動車ノ距離ハ三十間以上ヲ保ツコト

- 五、酒氣ヲ帶ヒ又ハ喫煙シ就業セサルコト
- 六、運轉手臺ニハ助手以外ノ者ヲ乗車セシメサルコト
- 七、警察官吏又ハ乗客ノ求アルトキハ免許證ヲ呈示スルコト
- 八、夜間ハ規定ノ點燈ヲ爲スコト

乗合自動車營業ノ運轉手ハ前項各號ノ外傳染性疾患者、泥醉者ハ又同乘者ニ危險若ハ迷惑トアルヘキ物品ヲ携帶シタル者ヲ乗車セシムヘカラス

第卅二條 運轉手其ノ業ヲ廢止シタルトキハ五日以内ニ之ヲ届出テ免許證ヲ返納スヘシ

第卅三條 營業者ハ地域ヲ定メ其ノ三分ノ二以上ノ同意ヲ得テ規約ヲ定メ認可ヲ受ケ組合ヲ設クルコトヲ得

第卅四條 組合ヲ設ケタル地域ノ營業ハ組合ニ加入セスシテ營業ヲ爲スコトヲ得ス

第卅五條 組合ニ於テ規約ヲ變更セムトスルトキハ認可ヲ受クヘシ

第卅六條 組合ハ左ノ事項ニ關シテハ五日以内ニ之ヲ届出ツヘシ

一、役員ノ選任又ハ改選

二、成績及費用ノ收支決算

三、解散

第卅七、 必要ト認ムルトキハ役員ノ改選又ハ規約ノ變更若ハ組合ノ解散ヲ命スルコ
トアルヘシ

卷之三

第八條、第四條乃至第六條、第十條之二、第十二條、第十三條、第十六條、第十七條第十九條第二項、第二十條第二項第二十一條乃至第廿八條、第廿一條第廿二條、又

ハ第七條ニ基ク命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス
第卅九條 營業者ハ家族、雇人ニシテ其ノ營業ニ關シ違反行爲アリタルトキハ自己ノ
指揮ニ出テサルノ故ヲ以テ處罰ヲ免メトシム

附錄

第四十條 本則ハ大正八年二月十五日ヨリ施行ス
第四十一條 大正二年五月京都府令第廿六號ハ之

正二年五月京府令第十六號バ之ヲ廢止ス

附錄	其ノ二	自動車検査願	乗客定	積載量	車體大	座席廣	空席廣	積載容量	燈火	種類及數	把手及	類々タ把握ノ種類及數種	右自動車使用致度候ニ付検査證御下付被成下度候也
京都府知事殿	年月日	名	氏	所住	京都府知事殿	年月日	京都府知事殿	新古區別入先	室內燈燈燈	個個個個個	音響器ノ種類及數	豫備ノ種類及數	右自動車使用致度候ニ付検査證御下付被成下度候也
京都府知事殿	年月日	名	氏	所住	京都府知事殿	年月日	京都府知事殿	新古區別入先	室內燈燈燈	個個個個個	音響器ノ種類及數	豫備ノ種類及數	右自動車使用致度候ニ付検査證御下付被成下度候也
京都府知事殿	年月日	名	氏	所住	京都府知事殿	年月日	京都府知事殿	新古區別入先	室內燈燈燈	個個個個個	音響器ノ種類及數	豫備ノ種類及數	右自動車使用致度候ニ付検査證御下付被成下度候也
京都府知事殿	年月日	名	氏	所住	京都府知事殿	年月日	京都府知事殿	新古區別入先	室內燈燈燈	個個個個個	音響器ノ種類及數	豫備ノ種類及數	右自動車使用致度候ニ付検査證御下付被成下度候也

附 錄（其ノ二）

一七八

一黒地ニ白文字
一書體及文字ノ大
キサハ前面車輛
番號ノ例ニ準ス

自	重	噸	七	寸
積	載	量	四	尺 貳

兵庫縣自動車取締令施行規則

（兵庫縣令第三號）

第一條 自動車ハ神戸市内ニ在リテハ幅員三間三尺未満其ノ他ノ郡市ニ在リテハ幅員二間三尺未満ノ道路ニ於テ運轉スルコトヲ得ス但シ車輛ノ全長十六尺未満幅員六尺未満ノモノニ限リ神戸市内ニ在リテハ三間以上其ノ他ノ郡市ニ在リテハ二間以上ノ道路ニ於テ之ヲ運轉スルコトヲ得

路線ヲ一定シテ當廳ノ許可ヲ受ケタルトキ又ハ特ニ所轄警察官署若ハ警察官吏ノ承認ヲ得タル場合ハ許可又ハ承認ヲ受ケタル道路ニ限リ前項ノ制限ニ依ラサルコトヲ得

第二條 自動車ノ最高速度ハ左ノ制限ニ從フヘシ

一、積載量二百四十貫以上ノ貨車、市内及人家連檐ノ場所一時間十哩其ノ他ノ場所一時間十二哩

二、前號以外ノ自動車、市内及人家連檐ノ場所一時間十二哩其ノ他ノ場所一時間十六哩

第三條 當廳ニ於テ危険豫防上必要アリト認メタルトキハ前二條ノ規定ニ拘ラズ特ニ區域又ハ時間ヲ指定シ自動車ノ通行ヲ禁止シ若ハ速度ヲ制限スルコトアルヘシ

第四條 自動車ノ構造裝置ハ自轉車取締令第四條ノ規定ニ依ルノ外尙左ノ制限ニ從フ
ヘシ

一、車輛ハ全長外法十八尺以内幅員外法六尺五寸以内タルヘキコト

二、雨雪泥濘ノ際汚水ノ放湯ヲ防ケ爲適當ノ裝置ヲ爲スヘキコト

三、營業用自動車ノ客座ハ一人ニ付一尺二寸以上タルヘキコト

四、乗客ノ昇降口ニハ堅牢ナル踏段ヲ備フヘキコト

前項ノ外當廳ニ於テ必要アリト認メタルトキハ危險豫防其ノ他特別ノ裝置ヲ命スル
コトアルヘシ

第五條 貨車ノ轍ニ護謨製ニアラサルモノヲ使用セントスル者ハ其ノ種類、構造裝置
及圖面ヲ具シ當廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第六條 自動車使用願ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ但シ運輸營業用自動車ノ使用願ニ付テ
ハ第三號以下ノ事項ヲ省略スルコトヲ得

一、使用者ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ住所
氏名

二、使用ノ目的

三、車輛ノ種別、箇數、重量、全長及幅員

四、客車ニ在リテハ乗客定員、貨車ニ在リテハ貨物積載定量

五、動力ノ種類、原動力機ノ名稱、箇數及馬力

六、制動機、變速機、換向機、音響器其ノ他附屬機械器具ノ名稱及箇數

七、車輛ノ製造所、製造年月日古物ニ在リテハ尙其ノ經歷

検査ニ合格シタルトキハ検査證明ノ爲検査證ヲ交付ス

第七條 主タル使用地ノ變更届ニハ前條各號ノ事項ヲ具シ且検査證又ハ検査證明ノ寫
ヲ添付スヘシ他ノ廳府縣ニ於テ検査證明ヲ受ケタル自動車ノ讓受又ハ相續ノ届ニ付
亦同シ

検査ニ合格シタル自動車ヲ讓受又ハ相續シタル者ハ其ノ届ト同時ニ検査證ノ書換ヲ
申請スヘシ

第八條 試運轉、運搬等ノ爲検査ニ合格セサル自動車ヲ使用セムトスル者ハ左ノ各號
ノ事項ヲ具シ自動車所在地ノ警察官署ニ願出テ認可ヲ受クヘシ

一、本籍、住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ住所、
氏名

二、使用ノ目的

三、車輛ノ種別、箇數、全長、幅員及重量

四、使用ノ日時及道筋

五、運轉手免許證ノ寫

當廳ノ通知ニ依リ検査ヲ受クル爲順路検査場ニ往復スル場合ハ前項ノ認可ナクシテ自動車ヲ使用スルコトヲ得
前二項ニ依リ自動車ヲ使用スル場合ハ運轉手ヲシテ認可證又ハ検査通知書ヲ攜帶セシメ且車體ノ前面踏易キ箇所ニ左ノ標板ヲ掲出スヘシ

時用一
白地ニ四寸以上ノ楷書ヲ以テ黒書スルコト

第九條 營業用自動車及貨車ハ附屬機械器具ト共ニ毎年四月及十月ノ二回當廳ノ検査ヲ受クヘシ但シ受檢後三箇月ヲ經過セサルモノハ此ノ限ニ在ラス
検査官吏ニ於テ必要アリト認ムルトキハ機械器具ノ分解其ノ他ノ措置ヲ命スルコトアルヘシ

検査ニ依リ生シタル費用及損害ハ受檢者ノ負擔トス

第十條 自動車ニ依ル運輸營業願ニハ左ノ各號ノ事項ヲ具スヘシ

- 一、本籍、住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱、事務所所在地及代表者ノ住所、
氏名
- 二、營業ノ種別
- 三、營業所ノ所在地
- 四、車輛置場(駐車場ヲ設クルモノニ在リテハ尙駐車場)ノ所在地及其ノ構造設備並圖面
- 五、一定ノ路線ニ據ルモノニ在リテハ其ノ起點、終點、經過地名並圖面、區間ニ據ルモノニ在リテハ出發地點、及到着地點路線及區間ヲ定メサルモノニ在リテハ營業地域
- 六、營業時間
- 七、車輛ノ種別、箇數、重量、車臺及車體ノ構造圖面
- 八、客車ニ在リテハ乗客ノ定員、貨車ニ在リテハ積載定量
- 九、動力ノ種類
- 十、原動力機ノ名稱、構造、圖面、馬力及其ノ他ノ重要事項
- 十一、制動機、變速機、換向機、音響器其ノ他附屬機械器具ノ種類、箇數構造及圖面
- 十二、製造所名、製造年月日古物ニ在リテハ尙其ノ經歷

前項第二號又ハ第四號乃至第十一號ノ事項ヲ變更セムトスルトキハ當廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第十一條 前條ニ依リ許可ヲ受ケタル駐車場又ハ車輛置場ノ工事落成シタルトキハ使用前當廳ニ届出テ検査ヲ受クヘシ

當廳ニ於テ必要アリト認メタルトキハ駐車場及車輛置場ノ移轉若ハ改築ヲ命シ又ハ其ノ使用ヲ停止シ若ハ制限スルコトアルヘシ

第十二條 運輸營業用ノ客車ニハ運轉手ノ外ニ車輛毎ニ一名以上ノ車掌ヲ置クヘシ但シ車輛ノ構造ニ依リ當廳ノ認可ヲ受ケタルトキハ運轉手ヲシテ車掌ノ業務ヲ兼ネシムルコトヲ得

第十三條 當廳ニ於テ危險豫防上必要アリト認メタルトキハ特ニ信號人ノ配置ヲ命シ又ハ營業路線ノ變更若ハ廢止ヲ命スルコトアルヘシ

第十四條 車掌ヲ雇入レムトスルトキハ其ノ本籍、住所、氏名、生年月日ヲ具シ當廳ニ願出テ車掌免許證ノ下附ヲ受クヘシ

車掌免許證ハ就業中車掌ヲシテ之ヲ携帶セシムヘシ

車掌免許證ヲ滅失又ハ毀損シタルトキハ其ノ再交付ヲ願出ツヘシ

第十五條 車掌及信號人ハ左ノ各號ニ該當セサル者タルコトヲ要ス

一、十八歳未滿ノ者

二、精神病者、聾者、啞者又ハ盲者

三、其ノ他當廳ニ於テ不適當ト認ムル者

前項第二號又ハ第三號ニ該當スルニ至リタルトキハ車掌信號人ノ就業ヲ停止シ又ハ其ノ解雇ヲ命スルコトアルヘシ

解雇ヲ命セラレタル車掌ノ免許證ハ遲滯ナク返納スヘシ

第十六條 營業者ハ車掌及運轉手ノ服裝、信號人ヲ置キタル場合ハ其ノ服裝、乘客及貨物ノ賃錢額、一定ノ路線ニ據ル運輸營業ニ在リテハ尙車輛ノ着發時刻ヲ定メ營業開始前當廳ノ認可ヲ受クヘシ若シ之ヲ變更セムトスル場合亦同シ

第十七條 營業用客車ニハ賃錢表及車掌運轉手ノ氏名標札ヲ車内賭易キ箇所ニ掲ケ置クヘシ

第十八條 營業者ハ名義ノ如何ニ拘ラス定額以外ノ賃錢ヲ請求シ又ハ請求セシムヘカラス

第十九條 自家用ノ爲貨車ヲ使用セムトスル者ハ當廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

前項ノ願書ニ具備スヘキ事項及其ノ變更ニ付テハ第十條及其ノ罰則ノ規定ヲ準用ス

第二十條 自動車ニハ定員外ニ乗用シ又ハ定量以上ノ貨物ヲ積載シ若ハ貨物ヲ車體外

ニ張出シ乗載スルコトヲ得ス但シ特ニ警察署ノ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第二十一条 左ノ各號ニ該當スルトキハ五日以内ニ府廳ニ届出ツヘシ但シ第一號ノ場合ニ於テ自動車検査證ノ記載事項ニ異動ヲ生シタルトキハ其ノ書替ヲ受ク第四號ノ場合ニハ車掌免許證ヲ返納スヘシ

一、營業者又ハ自家用自動車ヲ使用スル者ノ住所、氏名、法人ニ在リテハ其ノ名稱事務所所在地、代表者若ハ代表者ノ住所、氏名ニ變更アリタルトキ

二、營業所ノ所在地ヲ變更シタルトキ

三、營業ヲ開始シ又ハ休止シタルトキ

四、車掌死亡シ又ハ所在不明トナリ若ハ之ヲ解雇シタルトキ

五、信號人ヲ雇入レ若ハ解雇シ又ハ其ノ死亡シ若ハ所在不明トナリタルトキ

第二十二条 運轉手ニアラサル者ハ自動車ノ運轉ヲ爲スコト得ス

第二十三条 運轉手ノ免許證ニハ左ノ事項ヲ具スヘシ

一、本籍、住所、氏名、生年月日

二、免許ノ種別

三、履歷書及半身名刺形寫眞二葉

第二十四條 運轉手ハ左ノ各號ヲ遵守スヘシ

- 一、免許證ヲ有セサル者ニ自己ノ職務ヲ委託スヘカラサルコト
- 二、就業中濫リニ飲食又ハ喫煙ヲ爲シ若ハ酒氣ヲ帶ヒテ業務ニ服スヘカラサルコト
- 三、公衆並乗客ニ對シテハ懇切ニ接遇シ侮慢ノ言行ヲ爲スヘカラサルコト
- 四、警察官吏ニ於テ舉手其ノ他ノ方法ヲ以テ停車ヲ命シタル時ハ直チニ停車スヘキコト
- 五、夜間運轉スルトキハ必ス制規ノ燈火ヲ點シ且規定ノ光力ヲ保持セシムヘキコト
- 六、就業中ハ運轉手臺ヲ離ルヘカラサルニト但シ止ムコトヲ得ス其ノ位置ヲ離ルトキハ不時ノ發車其ノ他ノ事故ナキ様必要ナル注意ヲ爲スヘシ
- 七、就業中ハ常ニ車輛原動力機ニ注意シ異狀アルトキハ必要ナル措置ヲ施スヘキコト
- 八、二輪以上連續シテ進行スル時ハ後車ハ前車ニ對シテ十間以上ノ距離ヲ保ツヘキコト
- 九、他車ト並行シ又ハ競争スヘカラサルコト
- 十、線路ヲ見透シ得サル鐵道軌道ノ踏切ヲ通過スルトキハ自動車ヲ踏切前ニ停止シ安全ナルコトヲ確メタル後行進スヘキコト

- 十一、往來雜踏ノ場所又ハ街角、橋上、坂路等ヲ通過スルトキハ絶ヘス音響器ヲ鳴ラシ徐行スヘキコト
- 十二、街角通過ノ際ハ右ハ大廻リヲ爲シ左ハ小廻リヲ爲スヘキコト
- 十三、砂塵、泥土又ハ污水ヲ飛散スル虞アル場所ニ在リテハ他ニ害ヲ及ササル様徐行スヘキコト
- 十四、牛馬ニ近付ク時ハ速度ヲ緩メ恐怖セシメサル様注意スヘキコト
- 十五、濫リニ出火場其ノ他群集ノ場所ヲ行進スヘカラサルコト
- 十六、軍隊、砲車、輜重車ニ對シテハ右側ニ其ノ他ハ左側ニ避タヘキコト
- 十七、前車ニ先チ後車進行セムトスルトキハ後車ニ於テ音響器ヲ鳴ラシ前車ハ左ニ避ケ後車ハ其ノ右側ヲ通過スヘキコト
- 十八、消防機械又ハ郵便用車馬若ハ軍隊其ノ他ノ隊伍及葬儀等ニ對シテハ其ノ進行ニ障害ヲ與ヘサル様徐行シ停車シ又ハ避讓スヘキコト
- 十九、軌道ニ依ル諸車ニ對シテハ軌道外ニ避ケ軌道ヲ横断セムトスルトキハ其ノ通過ヲ待ツヘキコト

第二十五條 營業用自動車ノ車掌、運轉手ハ前條ノ外尙左ノ各號ヲ遵守スヘシ
一、就業中ハ規定ノ服裝ヲ着用スヘキコト

- 二、老幼婦女乗降ノ際ハ特ニ保護スヘキコト
- 三、乗客着席シ又ハ降車シ終リタル後ニ非サレハ發車スヘカラサルコト
- 四、惡臭粉塵若ハ有害瓦斯ヲ發散シ又ハ他物ヲ汚損スル虞アル物品ヲ積載シ又ハ乘客ヲ以テ携帶セシムヘカラサルコト
- 五、名義ノ如何ニ拘ラス定額以外ノ賃錢ヲ要求スヘカラサルコト
- 六、公衆ニ對シ乗車ヲ勸誘スヘカラサルコト
- 七、正當ノ理由ナクシテ發車ヲ拒ムヘカラサルコト
- 八、客席以外ニ客ヲ乗セサルコト
- 九、乗客中放歌喧噪其ノ他他人ノ迷惑トナルヘキ行爲アルトキハ之ヲ制止シ尙肯セサルトキハ乗車ヲ拒絶スヘキコト
- 十、他人ノ嫌忌スヘキ疾病アル者、精神病者、亂酷者又ハ他人ニ危害ヲ及スヘキ虞アル獸類、物品等ヲ携帶スル者ハ乗車セシムヘカラサルコト
- 十一、乗客降車ノ際ハ遺留品ノ有無ニ注意スヘキコト
- 車掌ハ前項ノ外尙前條第一號乃至第三號ヲ遵守スヘシ
- 第二十六條 車輛番號ハ左ノ雛形ニ依リ營業用自動車ハ白地ニ黒色其ノ他ノ自動車ハ黒地ニ白色ノ亞刺比亞數字ヲ以テ車體ニ之ヲ描クカ又ハ方形ノ標板ニ之ヲ描キ車體

兵123

前面番號太サ六分幅(1ヲ除ク)二寸四分
高サ三寸 文字ノ間隔四分

後面番號太サ八分幅(1ヲ除ク)三寸二分
高サ四寸 文字ノ間隔五分

前項ノ規定ニ適合セサル車輛番號ヲ標示セムトスル者ハ圖面及仕様書ヲ添ヘ當廳ニ届出テ認可ヲ受クヘシ

第二十七條 サイドカー附自動自轉車及オートライヤーノ類ニシテ其ノ最高速度一時間十二哩以内ノモノニ在リテハ速度計及變速機ノ裝置ヲ省略スルコトヲ得

前項ノ自動車ニシテ制動機又ハ車輛前面ノ燈火ノ裝置ニ付其ノ一部ヲ省略セムトル者ハ當廳ニ願出テ許可ヲ受クヘシ

第二十八條 自動車取締令及本則ニ依リ當廳ニ提出スヘキ願届ハ營業者ニ在リテハ營業所轄警察官署其ノ他ノ者ニ在リテハ住所地所轄警察官署ヲ經由スヘシ

第二十九條 第七條第二項、第八條第三項、第十條第二項、第十一條第一項、第十二

條、第十四條、第十五條第三項、第十六條乃至第十八條、第十九條第一項、第二十條乃至第二十二條、第二十四條、第二十五條、第二十六條第一項ノ規定又ハ第十一條第二項、第十三條若ハ第十五條第二項ノ處分ニ違背シタル者ハ拘留又ハ科料ニ處ス

附 則

第三十條 本則ハ大正八年二月十五日ヨリ之ヲ施行ス

第三十一條 車輛番號ノ標示ハ本則施行後三十日以内ニ限リ第二十六條ノ規定ニ依ラ
ナルコトヲ得

第三十二條 明治四十五年七月兵庫縣令第四十號自動車取締規則ハ之ヲ廢止ス

甲種自動車運轉手免許證御下附願

氏名 生年月日
右 氏名印
現住所
本籍

今般當府下ニ於テ甲種自動車運轉手トシテ就業致シ度ク就テハ御試験ノ上免許證御下附被下度寫眞二葉及ビ履歷書相添ヘ此段御願ニ及ヒ候也

年月日

大阪府知事 殿

右 氏名印

大正十四年一月五日印刷
大正十四年一月十日發行

定價金貳圓參拾錢

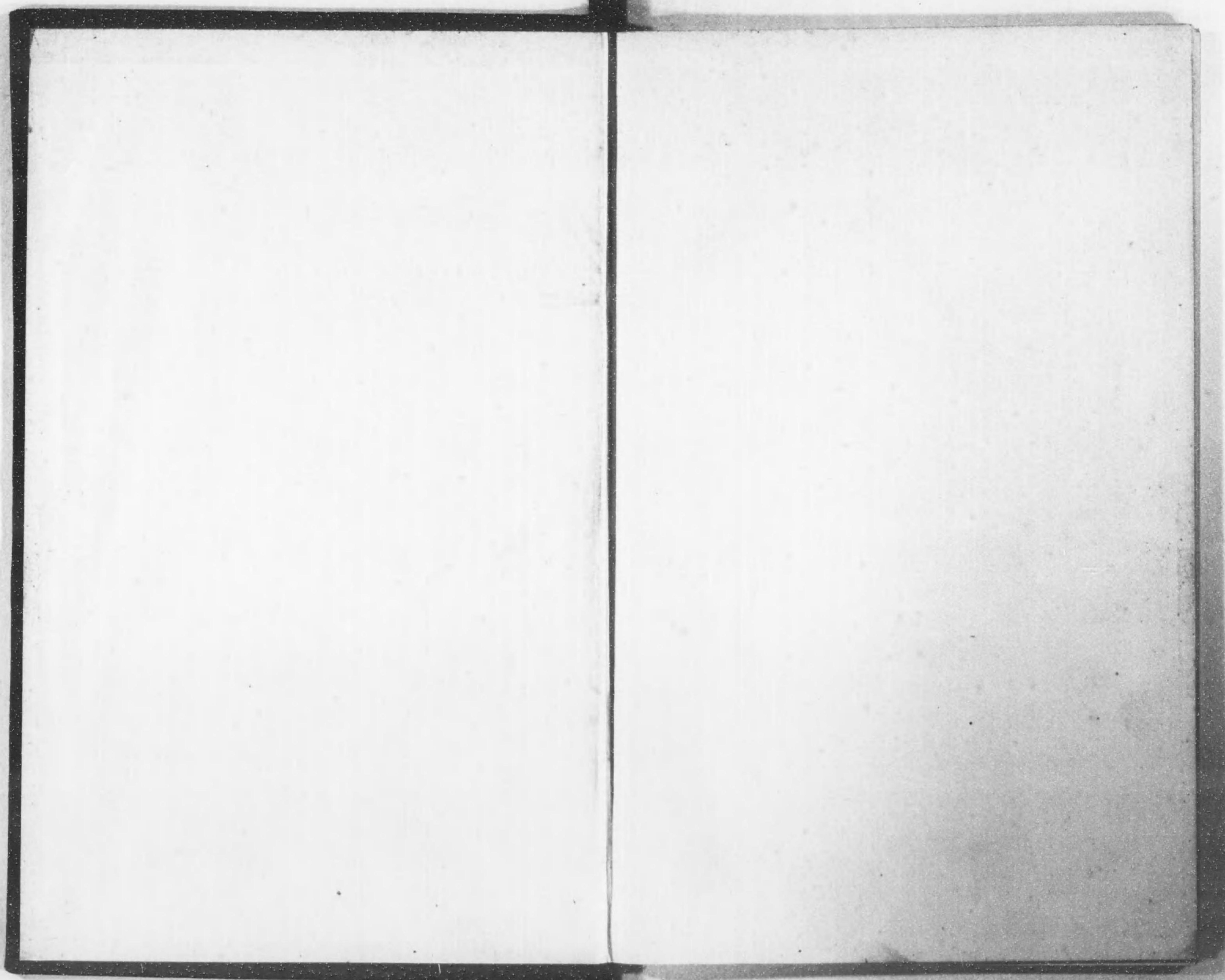
著作者 濱 谷 隆



説解の自動車免許證

發行者 大阪市南區鹽町通四丁目十八番地
益 井 俊 二
印刷者 大阪市西區阿波座二番町三番地
北 隅 茂

發行所 文英堂書店
大阪市南區鹽町御堂筋西入
振替大阪五〇五三四番



終

